

議会改革特別委員会を設置

特別委員会は、常任委員会の例外をなすもので、2つ以上の常任委員会の所管に属するものや、案件が重要で1つの常任委員会の負担に耐えられないものなど、特定の事項を調査または審査する場合に、議決により設置します。

今回は、議会基本条例を検証し、さらなる議会改革に向けて調査研究するため、7名の委員をもって構成する「議会改革特別委員会」の設置を、9月26日の9月定例議会本会議において決定しました。

議会改革特別委員会

○設置目的

議会基本条例を検証し、さらなる議会改革に向けて調査研究することを目的とする。

○調査項目

議会基本条例の検証などについて。

○設置期間

令和5年9月26日から調査または審査が終了し、議長に報告書を提出するまでの期間。



YouTubeで録画配信しています

議会改革特別委員会の様子は YouTubeで録画配信しています。YouTubeは市議会ホームページから視聴することが可能ですので、ぜひご覧ください。

議会改革特別委員会
YouTube ページ



議会改革特別委員会の様子 (YouTube)

(注) スマートフォンなどによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信業者から高額な料金を請求される場合がありますので特にご注意ください。